

第4回 こどもデータ連携ガイドライン検討会

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

2023年8月31日

議題

日時：令和5年8月31日（木） 10:30-12:00

形式：Teams会議

- 1 ガイドライン構成案についての議論 60分
- 2 「地方公共団体によるNPO等民間団体からの情報の取得について」の調査方針及び進捗のご報告 30分

ガイドライン策定に向けた こどもデータ連携についての調査研究

ガイドラインの構成案に関する討議資料

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

2023年8月31日

アジェンダ

1. 第3回検討会でいただいたご意見の振り返りと反映方針のご説明

2. 第3回検討会を踏まえたガイドラインの記載内容のご説明

1. 第3回検討会でいただいた
ご意見の振り返りと反映方針
のご説明

第3回検討会において皆様よりいただいたご意見について反映方針を検討いたしました。

ご意見	反映方針		
内容	章番号	章名	ガイドラインへの反映方針
<p>こどものリスク判定をしている地方公共団体が、本事業で新たにリスク判定等について方針を示されることで、既存の要対協等の取組との整合性等を懸念している。既に一時保護等においては、アセスメントを実施しており、今回のこどもデータ連携の取組と判定ロジックが混在し、既存の業務の判断の妨げになるのではないか、と懸念している。</p>	1	はじめに	<p>こどもデータ連携事業の位置づけを定義し、既存のアセスメントや判定ロジックとの位置づけの違いを示し、現場の混乱を防ぐ。</p>
<p>既にこどもデータ連携に取り組んでいる先進的な地方公共団体はガイドラインをどのように扱えばよいか。(拘束性があるのか。)</p>			<p>地方公共団体がこどもデータ連携事業に円滑に取り組めるように、スモールスタートの一步目として「基本連携データ項目を利用する取組」に実証的に取り組むことを示している旨を記載する。</p>
<p>医療文脈(発達障害等)を含む場合、効果検証を医療研究者の観点から見ると臨床研究にもとらえられるため、医療系のガイドラインや倫理審査委員会のルールに従って業務を実施する必要がでてくる。ガイドライン上で棲み分けを整理してほしい。</p>			<p>本ガイドラインの位置づけ、スコープを明確に記載する。</p> <p>下記のように一部の内容が本実証の論点とも重複するような内容のガイドラインは存在するが、ガイドラインの目的や位置づけが異なるため、あくまでもこどもの困難を支援するためのデータ連携に対するガイドラインであることを位置づけやスコープとして示すこととしたい。</p>
<p>その他データ項目を利用する取組でこどものリスクを誤判定した場合、どのタイミングでどのように修正していくのかを記載すべきである。</p>	2	こどもデータ連携の概要	<p>「その他データ項目を利用する取組」におけるシステムでの判定はあくまで人によるアセスメントの1材料であり、最終的には人によるアセスメントが必要であることを強調する。</p>
<p>その他データ項目をどのように検討、決定するのかをガイドラインに記載すべきである。</p>	3	利用するデータ項目	<p>第3章に「その他データ項目」の例、定義を記載する。 (第4回検討会にて定義やデータ項目の事例、調査方針について議論予定。) また、「その他データ項目」の選定手法について記載する。</p>
<p>虐待やいじめがあった場合にアンケートで実態把握する場合があると思うが、先行研究を参考にしながら、どのような尺度があるか、どのような解釈ができるか等を検討し、スクリーニングできる形で情報収集すべきである。そのため、ガイドラインにおいても、どのような項目をどのように情報収集し、どのような解釈をしたらよいかを記載し、全国地方公共団体が実態調査をする際の参考にできればよいのではないかと。</p>			<p>アンケート項目を「その他データ項目」に含むことは可能か、検証の際にはどのようなアンケート調査をすべきかを検討する。また、実証団体の中でアンケートを実施するところがあればその内容を例示する。</p>

前頁続き

ご意見	反映方針		
内容	章番号	章名	ガイドラインへの反映方針
個人情報保護の対応を業務プロセスに沿って記載すべきである。	4	個人情報 の取 扱 い	実証団体の整理事例も交えつつ、対応プロセスに沿った形で個人情報保護に関する記載を行う。 また、標準的な業務プロセスが示せる場合には標準モデルのフロー図や各プロセスにおける手続きの標準フォーマットについても記載を行う。
プライバシー保護の対応を業務プロセスに沿って記載すべきである。			実証団体の整理事例も交えつつ、対応プロセスに沿った形でプライバシー保護に関する記載を行う。 なお、記載はNo.4の個人情報保護の業務プロセスや安全管理措置等の論点の中で、プライバシーについての配慮が必要な部分に留意点や事例等を記載する。
開示請求、利用停止請求時の指針を示すべきである。特に、こどもの利益の観点から、保護者の請求を拒否できるのであれば、その解釈についても記載すべきではないか。			こどもデータ連携の中で特に考える開示請求、利用停止請求時の考え方の指針を例示する。（保護者からの開示請求があった場合の保護者と支援対象者のこどもの利益相反への対処等）
<p>委託先における情報の取り扱いに関して懸念している。現状、業務委託契約にて委託先事業者を管理することになっているが、それで十分かは明確になっていない。また、委託先事業者が個人情報を適切に取り扱っているのかについても懸念がある。特に大きくない団体においては、十分な管理体制を敷けないケースもある。一方、Pマークの取得等を義務付けた場合、民間団体が参入しづらくなるという懸念もある。</p> <p>【検討会でいただいたご意見】</p> <p>① 契約内で委託先における個人情報の管理について記載すること。</p> <p>② 定期的に個人情報の取り扱い状況を確認すること（最低年1回）</p> <p>③ 必要に応じて委託元が委託先をフォローすること。</p>			<p>地方公共団体がNPO等民間団体等と業務委託契約や協定を結ぶ場合の、個人情報取り扱い上の留意点を示す。</p> <p>また、業務委託契約や協定によらない地域資源との連携等における個人情報の運用の工夫（個人の機微な情報を広く共有しないような運用の工夫）を記載する。</p>

前頁続き

ご意見	反映方針		
内容	章番号	章名	ガイドラインへの反映方針
<p>基本連携データ項目を利用する取組でリストアップされた全てのこどもを見ていかないといけないと思っている。また、本取組の情報だけではなく様々な情報を確認しながら、アセスメントをし、実際にこどもの様子を見に行く、学校の状況を伺う等につながっていくことになるとも考える。</p>	7	支援の実施	<p>「基本連携データ項目」における支援対象者の優先順位の付け方や、データの活用方法（どのように支援の具体的な方策検討に利用するのか）について、実証団体の事例を踏まえ、ポイントを記載する。</p>
<p>データベースを活用して支援を届ける時に、地方公共団体内で既にある会議の他にリスク判定し、支援に繋いでいく会議体を設置することもあると思うが、会議体同士の整合性や整理をどうするのが重要な論点だと考える。既に地方公共団体で同じような会議が乱立しているケースもある。そのため、本事業で新しい会議が追加され、さらに乱雑にならないか懸念している。</p>			<p>標準的な業務プロセスを示す中で、会議体を増やすことによるデメリットや、既存会議体をうまく活用するポイントを記載する。また、会議体間で連携している好事例等があれば記載する。</p>
<p>こどもが困難を抱えていると把握していても見守っているだけのケースが多いため、ケースに対して取りうる具体的な支援方法を示すべきである。</p>			<p>ケースに対して取りうる具体的な支援方法を、有識者や地方公共団体のヒアリング等の調査、実証団体での取組を踏まえて、記載する。</p>
<p>本事業はプラットフォーム的に取り組めるのが理想であるが、情報を集約した地方公共団体がこのような利用者にこのような支援をしてほしい等の指示や指導を行うことで、支援拠点の主体性が阻害されるような支援をしている地方公共団体がある。関係機関と連携、支援を行う場合において、プラットフォーム化や、支援機関の主体性を生かした支援の方法や好事例等をガイドラインに記載すべきである。</p>			<p>関係機関と連携し、支援を行う場合において、情報連携をプラットフォーム化した事例や、支援機関の主体性を生かした支援の方法や地域資源の活用等について好事例等をガイドラインに記載する。</p>
<p>どのように効果検証すべきか分からない場合が多いため、例えば同じ地域の対象者のデータ調査結果の前後比較ではなく、差分を評価するといったようにどのように効果検証を実施したらよいかをガイドラインで示せると、地方公共団体が効果検証に取り組む時に参考になると思う。</p>	8	事業効果の評価・分析	<p>効果検証の手法や留意点について記載を検討する。</p>

2. 第3回検討会を踏まえた ガイドラインの記載内容の ご説明

2. 第3回検討会を踏まえたガイドラインの記載内容のご説明

第3回検討会の議論内容を踏まえたガイドラインの記載内容案を次頁以降でご説明させていただきます。

No.	章名	記載観点
1	はじめに	ガイドラインの背景・位置づけ
		スコープ
		記載対象とする困難の種類
		用語の定義
2	こどもデータ連携の概要	こどもデータ連携の取組目的と概要
		「基本連携データ項目を利用する取組」
		「その他データ項目を利用する取組」
		データを取り扱う主体の整理・役割分担
3	利用するデータ項目	「基本連携データ項目」
		「その他データ項目」
4	個人情報の取り扱い	個人情報の取り扱いに係る実施事項の全体像
		利用目的の整理
		その他留意が必要な手続き
5	システムの構築	こどもデータ連携における標準的なシステム
6	データの準備等	アナログ情報の電子化
		データ加工
		名寄せ
7	支援への接続	把握したこどもの絞り込み、アセスメント、優先順位付け
		支援への接続の事例
8	事業効果の評価・分析	評価指標の設定
		評価・分析

2. 第3回検討会を踏まえたガイドラインの記載内容のご説明

**第3回検討会の議論内容を踏まえたガイドラインの記載内容案をご説明させていただきます。
なお、章名や記載順序に関しては今後の検討に応じて変更の可能性がございます。**

No.	章名	記載観点	記載内容	ご意見等を踏まえた留意点
1	はじめに	ガイドラインの背景・位置づけ	こどもデータ連携の取組において、多様な角度からアセスメントを行い、困難を抱えるこどもをより有効な支援に繋げるために準拠すべき点や参考にできる点を記載し、全国の地方公共団体職員がこどもデータ連携事業の実証に積極的に取り組むための指標を示すものである旨を記載する。	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体がこどもデータ連携事業に円滑に取り組めるように、スモールスタートの一步目として「基本連携データ項目を利用する取組」に実証的に取り組むことを示している旨を記載する。 困難を抱えるこどもを支援するためのデータ連携に対するガイドラインであることを位置づけやスコープとして示す。（医療研究におけるガイドライン等とは位置づけが異なる。） こどもデータ連携事業の位置づけを明確にし、自治体で行われている既存のアセスメントや判定ロジック等に関する現場での混乱を防ぐように記載を設ける。
		スコープ	本ガイドラインのスコープが困難を抱えるこどもを支援するためのデータ連携に関するものであることを明確に記載する。	
		記載対象とする困難の類型	記載対象とする困難の類型は「虐待」、「貧困」、「ひきこもり」、「ヤングケアラー」、「不登校」、「いじめ」、「発達障がい」、「産後うつ」、「自殺」とする。	<ul style="list-style-type: none"> （全体における留意点）データ項目やシステム構成等、困難の類型の観点で整理を行うパートを設ける。 文章の専門性を落とし、地方公共団体職員にとってわかりやすいものとする。 場合によってはFAQ等も作成する。
		用語の定義	地方公共団体職員にとってわかりやすいよう、特にシステム面での専門用語、法律に関する専門用語、データ分析に関する専門用語、こども支援の専門用語等を解説する。	

前頁続き

No.	章名	記載観点	記載内容	ご意見等を踏まえた留意点
2	こどもデータ連携の概要	こどもデータ連携の取組目的と概要	「基本連携データ項目を利用する取組」と「その他データ項目を利用する取組」の概要を記載し、取組の違いを示す。	※「基本連携データ項目を利用する取組」、「その他データ項目を利用する取組」の内容について第3回検討会にて議論済。
		「基本連携データ項目を利用する取組」	業務実施手順を記載する。	<ul style="list-style-type: none"> 業務の流れに則した形で整理を行い、業務実施時に参照しやすいガイドラインとする。
		「その他データ項目を利用する取組」	業務実施手順を記載する。	<ul style="list-style-type: none"> 業務の流れに則した形で整理を行い、業務実施時に参照しやすいガイドラインとする。 システムでの判定はあくまで人によるアセスメントの材料の1つであり、最終的には人によるアセスメントが必要であるということを強調する。 こどものリスクを誤判定した場合、どのタイミングでどのように修正していくのかを記載する。
		データを取り扱う主体の整理・役割分担	データを取り扱う主体の定義について記載する。	-
		データを取り扱う主体の整理・役割分担	データを取り扱う主体の定義について、取り扱うデータ等に応じたパターン毎の事例を記載する。	-

前頁続き

No.	章名	記載観点	記載内容	ご意見等を踏まえた留意点
3	利用するデータ項目	「基本連携データ項目」	「基本連携データ項目」の定義を記載する。	※「基本連携データ項目」の初版について第2回検討会にて議論済。
			具体的な基本連携データ項目及び各項目の選出背景について記載する。	※「基本連携データ項目」の初版について第2回検討会にて議論済。
		「その他データ項目」	「その他データ項目」の定義を記載する。	※「その他データ項目」の考え方として、支援が必要なこどもの判定に寄与すると考えられるものを示すという位置づけを記載する。 ※具体的な項目は3章に記載。
			「その他データ項目」の例及び例示した背景について記載する。	※「その他データ項目」の例について、第5回検討会にて議論予定。
			「その他データ項目」の検討および分析事例を記載する。	<ul style="list-style-type: none"> データ分析精度の向上施策（データ量の不足(教師データ等の不足等)、データの主観性・客観性の判断等) についての取組事例やアンケートを取得する場合の留意点等について記載する。

前頁続き

No.	章名	記載観点	記載内容	ご意見等を踏まえた留意点
4	個人情報の取り扱い	個人情報の取り扱いに係る実施事項の全体像	個人情報の適正な取り扱いに係る実施事項を業務プロセスに沿った形で全体像を記載する。	<ul style="list-style-type: none"> • 業務プロセスに沿ってわかりやすく記載する。 • 標準的な業務プロセスが示せる場合には標準モデルのフロー図や各プロセスにおける手続きの標準フォーマットについても記載を行う。 • 個人情報保護法へ準拠した具体例を記載する。 • 業務の中でプライバシーに関して考慮すべき点を記載する。
		利用目的の整理	利用目的の整理、目的外利用における整理について必要となる手続きと整理事例を記載する。	<ul style="list-style-type: none"> • 業務プロセスに沿ってわかりやすく記載する。 • 標準的な業務プロセスが示せる場合には標準モデルのフロー図や各プロセスにおける手続きの標準フォーマットについても記載を行う。 • 個人情報保護法へ準拠した具体例を記載する。
		その他留意が必要な手続き	<p>その他、こどもデータ連携の取組において特に留意すべき手続きに関して留意点と事例を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 利用目的の明示、本人同意取得方法 • 安全管理措置 • 外部機関との情報連携における留意点 • 開示・利用停止請求への対応 	<ul style="list-style-type: none"> • 地方公共団体が業務委託契約や協定を結ぶNPO等民間団体等における個人情報取り扱い上の留意点を記載する。 • こどもデータ連携の中で特に考えうる開示請求、利用停止請求時の考え方の指針を例示する。（保護者からの開示請求があった場合の保護者と支援対象者のこどもの利益相反への対処等）

前頁続き

No.	章名	記載観点	記載内容	ご意見等を踏まえた留意点
5	システムの構築	こどもデータ連携における標準的なシステム	こどもデータ連携におけるシステム構築の考え方を記載する。（こどもデータ連携に取り組むにおいて、システム構築は必須でないが、システム構築することによるメリットがある旨を記載する。）	-
			「基本連携データ項目」及び「その他データ項目」を連携するために必要な連携元システムや連携方法、機能、アクセス権限の設定方法等を具体例を交えて記載する。	<ul style="list-style-type: none"> ネットワークセグメントを跨った場合のデータ連携について、取組事例や汎用的な連携方法を記載する。 システム標準化、ガバメントクラウド、こども政策等のこどもデータ連携に影響を及ぼす政策、法制度の動向、展望を踏まえて、内容を記載する。
6	データの準備等	アナログ情報の電子化	データ準備における課題と解決方法の事例を記載する。	-
		データ加工		
		名寄せ		

前頁続き

No.	章名	記載観点	記載内容	ご意見等を踏まえた留意点
7	支援への 接続	把握したこどもの絞り込み、アセスメント、優先順位付け等	データ連携により把握したこどもの絞り込み、アセスメント、優先順位付け等を行う方法等を記載する。また、その際の体制、業務フロー、生じる課題、留意点等を記載する。	<ul style="list-style-type: none"> 支援対象者の優先順位の付け方や、データの活用方法（どのように支援の具体的な方策検討に利用するのか）について、実証団体の事例を踏まえ、ポイントを記載する。 リスク判定やアセスメントした結果の支援現場への接続や、支援現場での利用についての取組事例や汎用的な業務内容（主体の整理、業務プロセス等）について記載する。 情報が共有されることを嫌う利用者、生じる支援控えへの対応を検討する。 標準的な業務プロセスを示す中で、会議体を増やすことによるデメリットや、既存会議体をうまく活用するポイントを記載する。また、会議体間で連携している好事例等があれば記載する。 関係機関と連携し、支援を行う場合において、情報連携をプラットフォーム化した事例や、支援機関の主体性を生かした支援の方法や好事例等をガイドラインに記載する。 地域資源をうまく"活用"するためのポイントについて検討する(地域資源のリストアップの方法、地域資源に自然な形でつなげるためのポイント等)。
		支援への接続の事例	データ連携により把握した情報を活用し、支援を行うまでの事例やアプローチ方法、具体的な支援方策の例について記載する。	<ul style="list-style-type: none"> データ連携により把握した情報を活用し、「見守り」に留めず具体的なアクションにつなげられるようにケースに対して取りうる具体的な支援方策例やアプローチ方法を示す。

前頁続き

No.	章名	記載観点	記載内容	ご意見等を踏まえた留意点
8	事業効果の 評価・分析	評価指標の設定	事業を実施したことによる短期及び中長期的な評価指標の設定についての取組事例や汎用的な取組方針について具体例を交えて記載する。	<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施したことによる中長期のアウトカムの効果検証方法についての汎用的な評価指標の設定方針や取組事例及び留意点を記載する。
		評価・分析	事業効果を評価、分析する際に留意すべき点について記載する。	<ul style="list-style-type: none"> 設定した評価指標に基づき、事業効果の評価を実施し、改善策を検討していく際の方針、取組事例及び留意点を記載する。

ガイドライン策定に向けた こどもデータ連携についての調査研究

NPO等民間団体からの情報の取得に関する調査

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

2023年8月31日

アジェンダ

1. 調査方針

調査概要

ヒアリング先

調査事項

Appendix. 調査進捗

Learning for All ヒアリング概要

ステークホルダの整理

業務プロセスと業務上の留意点や課題の整理

情報管理における留意点や課題の整理

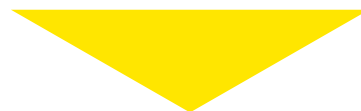
1. 調査方針

1. 調査概要

本調査では、NPO等の民間団体において、どのような情報がどのように管理されているのか、情報管理における課題等はあるのか等を調査いたします。

【調査目的】(本業務仕様書抜粋)

潜在的に支援が必要な子どもや家庭を早期に発見するため、地方公共団体内で分散管理されているデータの連携のみならず、地方公共団体外が保有するデータの活用が有用な場合に、必要な体制やシステム、個人情報取扱いに関する調査を実施する。



【調査概要】

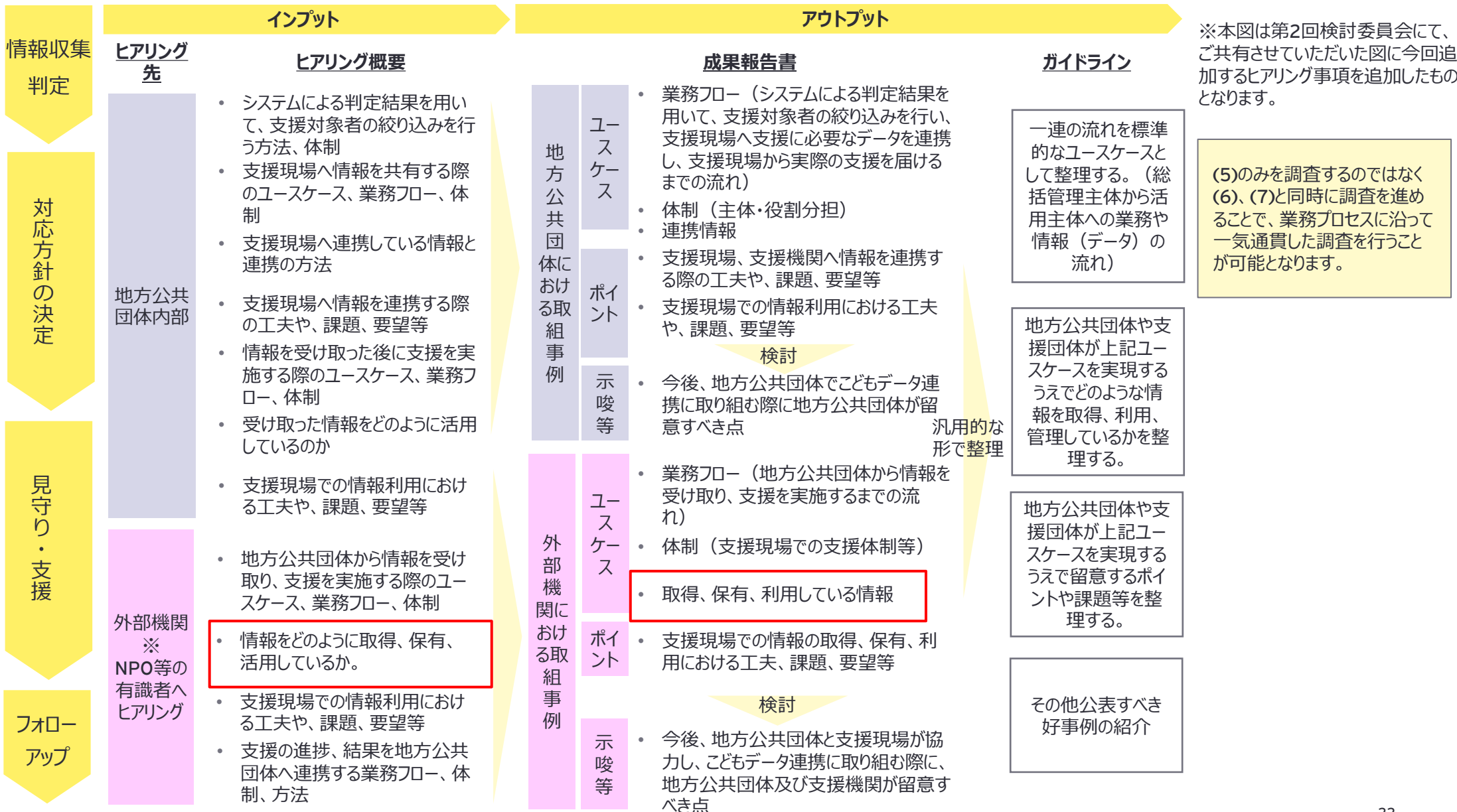
以下についてNPO等の民間団体にヒアリングを行い、調査結果として取りまとめる。(調査事項の詳細は次頁以降に記載。)

なお、本調査結果はガイドラインの構成等のバランスや実証事業の実施状況を考慮し、ガイドラインへの記載箇所及び記載ボリュームについては検討を行います。

- ✓ NPO等民間団体がどのように情報を収集、管理、活用しているか
- ✓ NPO等民間団体から見た課題や要望はどのようなものがあるか 等

1. 調査概要

本調査は、(6)「データ項目の支援現場への共有について」及び(7)「データ連携により把握したこどもを支援機関につなぐ方法について」の調査と併せて実施します。



※本図は第2回検討委員会にて、ご共有させていただいた図に今回追加するヒアリング事項を追加したものととなります。

(5)のみを調査するのではなく(6)、(7)と同時に調査を進めることで、業務プロセスに沿って一気通貫した調査を行うことが可能となります。

2. ヒアリング先

本調査では、NPO等の民間団体へのヒアリングに加え、LFAとつくば市、尼崎市での取組について調査することで、自治体と民間団体が協業した場合の情報管理についても整理します。

No	団体	(5)地方公共団体によるNPO等民間団体からの情報取得	(6)データ項目の支援現場への共有について	(7)データ連携により把握したこどもを支援機関につなぐ方法について	進捗
1	戸田市	-	○	○	調査中
2	延岡市	-	○	○	調査中
3	佐渡市	-	○	○	調査中
4	兵庫県	-	○	○	調査中
5	西宮市	-	○	○	調査中
6	尼崎市	○	○	○	調査中
7	認定特定非営利活動法人 Learning for All	○	○	○	調査中
8	NPO団体(支援機関への中間支援等を実施する団体を想定)	○	○	○	調査先検討中
9	保育園、幼稚園等	○	○	○	調査先検討中

※LFAへのヒアリング結果は概要を後頁に記載。
 ※尼崎市はLFAとの連携の中での事例等も調査予定。

3. 調査事項

調査にあたっては、NPO等民間団体における支援全般についてお伺いしながら、情報の収集、管理、活用について深掘りしていきます。

業務プロセス	論点
情報の収集	NPO等民間団体が支援に必要な情報を収集する際の方法、業務フロー、体制等
	NPO等民間団体が収集する情報
	NPO等民間団体が情報収集時に留意する法的、倫理的な観点等
情報の管理	NPO等民間団体が収集した情報を管理する際の方法、保存形式等
	NPO等民間団体が情報管理時に留意する法的、倫理的な観点
情報の活用	NPO等民間団体が支援方針の決定、支援、支援の評価を行う際に活用する情報等
	NPO等民間団体が地方公共団体や他のステークホルダと情報のやり取りをする際の方法、業務フロー、体制等
	NPO等民間団体が情報連携時に留意する法的、倫理的な観点
支援における課題	NPO等民間団体の視点から見たこどものための支援における課題及びそれを解決するための事例、工夫、要望等

資料公開における留意事項

- ▶ 地方公共団体やNPO・民間団体等の特定の機関の非公開情報等が含まれたものは、非公開とさせていただきます。
- ▶ 非公開を前提とした意見や機微性が高い情報は公開することにより、誤解を生じさせるおそれがあるため、非公開とさせていただきます。検討結果はガイドラインや成果報告書をご参照ください。
- ▶ 各資料に記載している内容は、当該ガイドライン検討会実施時点の内容となります。

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EYのコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し（technology@speed）、大規模にイノベーションを推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくはey.com/ja_jp/consultingをご覧ください。

免責事項

1. 本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、こども家庭庁とEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「EY」という。）との間で締結した令和5年4月24日付けの「ガイドライン策定に向けたこどもデータ連携についての調査研究」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきこども家庭庁の便益のためだけに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。
2. EYは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではございません。
3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、EYは一切の責任を負うことはございません。